

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ

在イスラエル日本国大使館

2020年3月15日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 3/15

- 3月14日夜、新型コロナウイルスに関する新たな追加措置がネタニヤフ首相より発表され、また、保健省からも以下の措置を含む内容が発表されました。
- 発表された内容の中には、公共交通機関利用や職場内環境整備等について具体的な措置の内容がどの程度義務付けられるかについて判然としない部分もあるため、詳細については、以下の保健省リンクをご確認の上、追加情報の発表にご留意ください。
- 今後も更なる追加措置がとられる可能性が考えられますので、イスラエル当局等からの最新情報の入手に努めてください。

主な制約を受ける施設等は以下のとおりです。

(追加措置内容)

- ・ 全ての教育施設の閉鎖
- ・ 飲食店の営業中止
- ・ 娯楽施設（モール、映画、劇場、動物園、プール、スポーツジム等）の営業中止

(イスラエル保健省発表：ヘブライ語)

[https://www.health.gov.il/NewsAndEvents/SpokemanMessages/Pages/15032020\\_01.aspx](https://www.health.gov.il/NewsAndEvents/SpokemanMessages/Pages/15032020_01.aspx)

なお、日常生活に必要となる以下の内容については、営業が継続されるとのことです。

(営業が継続される内容)

- ・ スーパー等での食糧品の供給
- ・ 銀行（ATMを含む）
- ・ ガソリンスタンド

【参考情報】

(イスラエル保健省)

英語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

ヘブライ語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus/>

(イスラエル当局発表)

<https://www.gov.il/he/departments/news/?skip=0&limit=10>

(新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供)

[https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_jouhou.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html)

問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: [ryouji@tl.mofa.go.jp](mailto:ryouji@tl.mofa.go.jp)

大使館HP: [https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在留届電子登録・変更 (3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更 (3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>